

令和 2 年度 松阪市環境審議会 議事録

日 時 : 令和 2 年 11 月 26 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時 15 分

場 所 : 松阪公民館マーム 2 階 講座室 3

出席者 : 15 名

委員 11 名

富田靖男、門暉代司、大西大輔、中東恵、
西秀次、藤門真二、森口直哉、笠井誠、
柴田実、中北喜彦、南泰代

事務局 4 名

村林環境生活部長、下倉環境課長、山路環境課政策係長、
前川環境課政策係主任、土谷環境課政策係員

〈議 事〉

※事務局進行

1.委嘱状の交付について

事務局：事項書 1 に基づき、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。一人ずつお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。

※環境生活部長から委員に対し、委嘱状を交付

あいさつ

※環境生活部長あいさつ

※委員あいさつ

2.会長・副会長の選任について

事務局：事項書 2 に基づき、会長・副会長の選任を行います。会長と副会長の選任は、松阪市環境審議会規則第 2 条により、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、いかがでしょうか。

委 員：前回からの再任でいかがでしょうか。

事務局：ただいま、委員から富田委員を会長に、門委員を副会長に推薦いただきましたが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

委 員：異議なし。

事務局：それでは、第 8 期松阪市環境審議会の会長を富田委員に、副会長を門委員にお願いしたいと思います。早速ですが、富田委員と門委員は、会長及び副会長の席にご移動いただきますようお願いいたします。会長及び副会長から改めてご挨拶を頂戴したいと思います。

※会長及び副会長あいさつ

3.「松阪市の環境－松阪市環境基本計画年次報告書－」令和元年度版について

事務局：ここからの議事進行は富田会長にお任せします。よろしくお願いいたします。

会 長：会長を務めます富田です。それでは、事項書に従い進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。事項書 3 の令和元年度版「松阪市の環境－松阪市環境基本計画年次報告書－」について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

※事務局から説明

会 長：この内容について、質問などがあればお願いします。

委 員：P.12 について、市内の団地では独自に浄化槽があると思いますが、どの生活排水処理施設に該当するのでしょうか。

事務局：団地内の集中浄化槽のようなものについては、個別設置型浄化槽に該当します。

委 員：団地内の浄化槽は設置されて 40～50 年経っているところもあります。そのようなところは、大雨などの被害により壊れてしまうと、住民がトイレなどを使えないというような状況が起こります。そのあたりの対策を考えていくことが課題だと思います。次に P.14 のごみの総排出量の中の燃えるごみの内訳について調査はされているのでしょうか。

事務局：家庭から出るごみの分析までは行っておりませんが、市クリーンセンターに持ち込まれた燃えるごみについては、生ごみや紙などの分析は行っております。

委 員：この場では結構ですが、あとで詳細を教えてください。

事務局：担当課から回答させていただきます。

委員：燃えるごみが大きな割合を占めていると思いますので、それを削減していくためには、何を減らせばよいのかなどの策が出てくるとと思います。

事務局：担当課によりますと、家庭からお菓子の空き箱などのこまかな紙類が燃えるごみとして出されてしまいがちであると分析していることから、紙袋にそれらのごみを入れて資源ごみとして出せるということを昨年度から講座や 3R の啓発の中で紹介し、好評を得ていると聞いています。

委員：P.15 では電気の使用量を取り上げていますが、建築確認申請においては、300 m² 以上の建物になると、省エネ法の申請が必要になってきます。申請にあたりエネルギー消費量の計算をしていると、電気よりガスの基準の方が厳しくなっています。これらの目標の中ではガスを取り扱わないのでしょうか。

事務局：電力自由化になる前は、中部電力に照会し電気使用量の数値を出していましたが、現在は経済産業省の資源エネルギー庁の出している統計を基に、目標を設定しています。おっしゃるようにガスによる CO₂ の排出量も重要な要素ではありますが、ガスは個人の小売業者も多いことから、掲載については数値の収集方法を研究する余地があると考えています。

委員：第 2 章の担当課による評価欄ですが、目標の達成状況について、なぜその数値になったのか、どのような課題があるのかという観点を持ってまとめていかないと目標の達成は難しいのではないのでしょうか。特に P.14 や P.34 の目標については課題がありそうですが、触れられていないので、もう少し深掘りして記載をお願いしたいと思います。また、P.17 や P.18 の目標では利用者数を目標にしていますが、本来は利用者の数ではなく、利用した人がどのような変化があったのかなどを見ていく必要があるのではないのでしょうか。

会長：利用者の達成のみに留まらず、原因の追究などについて記載をお願いしたいというような意見ですが、いかがでしょうか。

事務局：次年度以降の記載については、委員から提案がありましたように、課題解決に向けて、できるだけ詳細に記載するよう努めていきます。数値目標については、令和 4 年に環境基本計画の中間見直しを予定していますので、その時に改めていくことになると思います。補足になりますが、P.14 の評価については、担当課によると、松阪市では人口が減少していますが、世帯数は増加しており、ごみの排出は世帯単位で行うため、増加していると考えられるとともに、事業系一般廃棄物

が増加傾向にあるとのことです。これについては、P.13 で事業系ごみの減量を図るため、事業系ごみガイドブックを商工会議所に配るなどの啓発を実施しているとのことです。また、P.34 については、アサリの漁獲量の増加に向けて、漁協と連携し、様々な取り組みを行っているとのことです。そのあたりの記載などについてもわかりやすくするべきであると思いますので、次年度以降改めていきたいと思います。

会 長：事務局から中間見直しについて話が出ましたが、それに関するご意見でも構いませんので、よろしくお願いします。

副会長：P.14 の表を見ると、平成 28 年度から 1 人 1 日当たりのごみ量が微増していますが、中間目標値と最終目標値を見ると、目標の達成が難しいと思われますので、増えた理由をもっと明確にしていく必要があると思います。私の身の回りのことになりますが、昔は畑などから出た草を焼いていましたが、今は市のクリーンセンターに持ち込むことが多くなりました。以前に私が持ち込んだときは、20 台ほど並んでおり、約半数は木の枝や草などの持ち込みでした。これらの堆肥化について考えていく必要があると思います。もう 1 点ですが、P.17 では受講した人数の記載がありますが、学校ごとの取り組みについて見ていく必要があると思います。

事務局：ごみの持ち込みについてですが、パッカー車による収集量や持ち込みごみの割合なども担当課で把握していると思いますので、それらの分析を行う必要があるのではないかとご意見を担当課にお伝えいたします。また、家庭で剪定した草木などの野焼きについては廃棄物処理法で例外的に認められていますが、一般市民の方からは近隣の野焼きに関して、悪臭などの苦情が寄せられますので、周囲の理解は得にくいというのが現状です。市クリーンセンターへの草木の持ち込みについても、水分を多く含んでいますので、事前に乾燥させてから持ち込んでもらうように周知していると聞いています。また、刈った草木などのごみ出し方法についても、ごみ袋に入らない場合は、紐などで括ってもらえればごみ集積所に出すことができます。今後ごみを減量していくという方向性の中では、落ち葉などの堆肥化が 1 つの方法だと思いますので、担当課において検討されていると思います。それと P.17 の表記の方法についてですが、受講した学校を把握しておりますので、併記を検討させていただきます。

会 長：ごみの持ち込みの場合は、住所や氏名、職業を記載する必要があるのだからではないでしょうか。

事務局：事業者による持ち込みは料金が発生しますので、ある程度の抑制はあるものと考えています。

会 長：第 3 章についても改めてご意見いただければと思います。

委 員：P.14 のごみ量は事業系のごみが含まれているということでいいのでしょうか。家庭系のごみと事業系のごみを分ける必要があると思いますが。

事務局：事業系一般廃棄物を含んで、数値を算出しています。また、持ち込み時に事業系一般廃棄物か家庭から出たものかを分けて集計しています。

委 員：中間見直し時に、1 人 1 日当たりのごみ排出量は家庭から出たもののみから算出することを検討すべきだと思います。もう 1 点ですが、P.17 や P.18 の目標について、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響もあり、様々な行事が中止となっていることを考慮すると、講座の受講者数に大きな影響が出ていると思いますが、どうでしょうか。

事務局：P.17 の目標は三重県環境学習情報センターを利用した人数となっていますが、年度当初は多くの申し込みがあったものの、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からキャンセルが相次いだため、かなり減っていると聞いています。

委 員：これらの目標は累計値を併記していますが、今回の新型コロナウイルスの流行などの例外が起こってしまうと、累計値での達成が非常に厳しくなってしまうので、単年度ごとに見ていくなど、議論の余地があるのではないのでしょうか。

委 員：学校における環境学習ですが、ごみについては 4 年生で学ぶ内容となっており、市内の施設に行っておぼることが多いため、四日市市にある環境学習情報センターに行くということはありません。毎年、環境課の職員の方が校長会で周知していただいているのですが、今年は、市の施設でさえ 7 月までは見学を断っていたため、なかなかセンターの利用まではいかないということが多かったのではないかと思います。また、校内においても消毒等の影響により、ごみ量の増加が見込まれるとともに、教室内の窓を開けて喚起しながらエアコンを活用するということが多かったため、様々なところで例年と比べ、異常値が出るのではないかと思います。

委員：P.17 の目標については、センターの利用者数に限らず、市内の小学生は学習の環境でクリーンセンターなどに見学に行くことが多いため、これらの学習の実態を把握し、取り組みを考えていければよいと思います。

事務局：市のクリーンセンターやリサイクルセンターは、毎年見学に来ていただき人気となっていますが、今年はお越しいただくことが少なかったと聞いています。ほかには清掃部局による出前講座のパッカー車体験もあります。来年度以降については、新しい生活様式も踏まえながら行っていくような方策を各部局において考えていると思われます。令和元年度におけるリサイクルセンターの工場見学の人数は自治会等による見学人数を含めると、28 件 1,120 名となり、そのうち小学校からは 16 校 856 名でした。また、クリーンセンターについては、41 件 1,304 名の方に見学いただきました。

委員：そのようなデータについても計画に反映すれば、市民の理解も深まると思いますし、子どもたちが学習しているということも広まると思います。

事務局：環境学習情報センターにおいても出前講座を実施しておりますので、活用していただければと思います。また、本目標については環境学習の選択肢を増やす目的もあり、このように数値を設定しました。中間見直し時には、清掃施設の見学人数などの活用を検討していきたいと思います。

会長：市民目線でわかりにくいと思うような表記や次年度以降の表記についても何かあればご意見をお願いします。

委員：第 3 章の行政の取組目標で一部令和元年度までとなっているものがありますが、令和 2 年度以降の目標もあるということでしょうか。

事務局：それらの目標については、第二次環境基本計画策定時に、上位計画である総合計画も同時期に策定を進めていた関係から、そのまま環境基本計画の目標にスライドして設定した経緯があり、一部は令和元年度までの目標となっています。現在、新しい総合計画を策定しておりますので、状況を踏まえながら担当課と協議を行います。次年度以降の表記の案としては、参考値のような形で表記することを検討していますが、委員の皆様からのご意見をいただければと思います。

委員：令和 2 年度の目標はまだ決まっていないということだと思いますが、次年度の年次報告書に入ってくるということでよろしいでしょうか。

事務局：目標としては、令和 4 年の中間見直し時に正式に内容を改める予定ですので、参考値として表記を行います。

会 長：ほかにご意見はいかがでしょうか。

委 員：P.37 のコミュニティバスについて、今まではバスが朝夕 1 本ずつしかなく、駅までは徒歩しか手段がありませんでした。最近、コミュニティバスが通るようになりましたが、利用する私からするとバスの時間の決め方がよくわからず使いにくいと思います。仕事で県外に出るため、コミュニティバスを使用していますが、駅からの帰りのバスがないので、タクシーを使うか歩いて帰るしか方法がありません。また、高齢者が免許を返納すると交通手段がないというのが松阪市の現状です。コミュニティバスが通っていない地域もありますが、どのような経緯でルートが決まるのでしょうか。

事務局：幸中央線は去年新設されましたが、この辺りは交通の空白地帯となっていたことから、様々な意見を踏まえて新設したと聞いています。コミュニティバスの時間については、路線ごとに地域公共交通運航協議会を設置して路線の地域の方と協議し、よりよい形になるように話し合いをしていると聞いています。次に、高齢者の話もありましたが、運転免許証を自主返納された方には、証明書が交付されますが、それを提示すると、運賃が半額になるという取り組みをするなど、利用者の増加を目指していると聞いています。また、既存の路線バスや電車などの交通機関との接続を考慮し、コミュニティバスの時間割を作成していると聞いています。

委 員：P.46 に補助金制度の活用を周知すると記載されていますが、より周知を進めるために、こういった地区でこういった世代の方に利用していただいているのかを研究し、ターゲットを精査して広げていくということを行ってもいいのではないのでしょうか。また、今は新型コロナウイルスの影響により、集会を開きづらいということになっていますし、高齢化が進むと細かいパンフレットを見るのも難しくなってきますので、市民センターの展示スペースなどを使いながら、どのようにすれば自分のまわりのごみを減らせるかということを見える化で進めていくと、利用する人も増えてくるのではないのでしょうか。

事務局：補助金の活用ということで、ご意見をいただきましたが、従来ですと生ごみの堆肥化については、庭がある家庭や農家の畑などに限定されていましたが、ダンボ

ールコンポストについては、マンションや庭のない自宅においても堆肥化を進めることができるようになりました。周知の方法についても、今後も広く周知ができるように検討していく必要があると考えていますので、担当課にご意見として伝えていきたいと考えています。

委員：政府が2050年にカーボンニュートラルを達成するということを発表しましたが、企業だけでなく個人でも取り組んでいく必要があります。P.15の1人1日当たりの電気使用量を基準年度から増やさないという考えを変えていく必要があるとともに、市民にも痛みを要求していくことが求められていると思います。もう1点ですが、燃えるごみが全体の8割以上を占めていますので、それを減らすのはごみ処理の有料化しかないと思います。現在、松阪市の燃えるごみ袋は1袋あたり約10円となっていますが、数百円ぐらいまでにあげて、ごみを減らした分は何かの還元をするなど、エネルギーについてもそうですが、市民に痛いことも時にはやっていかないと目標達成に至らないのではないのでしょうか。

事務局：先日、政府からカーボンゼロの宣言があり、三重県においても取り組みを推進していくと聞いています。行政としても避けては通れませんので、具体的な取り組みを調査研究しながら考えていく必要があると考えています。ごみ袋の有料化の話をしていただきましたが、松阪市では10年ほど前から指定ごみ袋の導入を行っています。これまでは、ごみ袋の指定もなく、分別などについても守られなかったというような経緯から、指定ごみ袋を導入し、ごみの出し方のルール of 徹底に取り組んできました。そのような取り組みもあり、導入した翌年にはごみの排出量が大幅に減ったと聞いています。近年、慣れもありごみの量も増加傾向にありますが、何かをきっかけとしてごみの減量を図ることができるということを清掃部局も承知しているところです。

副会長：P.34のアサリの漁獲量が目標の300tに対し、平成30年度が6t、令和元年度は漁獲自粛の0tとなっていますが、漁業協同組合としてはどのように見ているのでしょうか。

委員：松阪市は干潟があることで4～5年前ぐらいまではたくさんのアサリの稚貝が見られましたが、今は、ハマグリが少しいる程度でとても苦しくなっています。下水道もとてもきれいな水が流れてくることで、海がとてもきれいになっていますが、漁師からすると豊富な栄養を流してもらわないと、プランクトンが育ちません。漁師になって40～50年になりますが、昔は赤潮がよく起こっていましたが、現在は全く発生していません。伊勢湾沿いの漁協はどこもアサリが育たないという

ことで悩んでいます。アサリが育たない原因もはっきりわからず、若い人たちも儲からないということで生活ができなくなり、漁師の人数も減っています。九州では、海苔の時期になると、国が排水の基準を緩和し、海苔の色が変わらないような対策をしています。伊勢湾でも去年ぐらいから同じようにやっていますが、実施期間が短いので、影響は分かっていません。水環境についても、委員の皆さんに一度考えてもらいたいと思います。

副会長：下水道の普及とともに漁獲量も減ってきています。計画の目標数値についても大幅な見直しが必要となるので、一度漁協とも相談する必要がありますので、検討をお願いいたします。

委員：P.24 では、導入の件数ではなく、消費量とするのが地産地消の観点からも適切なのではないのでしょうか。また、バイオマス発電についても小片野町のあたりで 2 か所、大津町のあたりで小型のバイオマスガス発電所が 1 か所、嬉野地域に 1 か所、ほかにはクリーンセンターやウッドピアがあります。これほどのバイオマスエネルギーを持つ松阪市は全国でもトップレベルだと思いますので、ぜひ PR を進めてほしいと思います。

事務局：P.24 は、幼稚園と保育園に対する導入の数となっています。木材の消費量についてですが、消費量とは異なりますが、P.23 に素材の生産量ということで掲載しておりますが、委員の趣旨に合うのがこの目標ではないかと考えます。

委員：この目標は、使われた量ということでしょうか。

事務局：山から切り出した原木を木材として利用できる状態にした量となりますので、出荷量のようなものとしてお考えいただければと思います。あと、バイオマスについてご意見いただきましたが、環境課では年 1 回バイオマススタディツアーを行っており、小片野町や嬉野のバイオマス施設、ウッドピアを巡るツアーとなっています。大人の方から子どもまでご参加いただいています。

委員：P.23 の数値は原木の出荷量であり、山から市場に出された量です。用途としては、合板に使われたり、製材業者に渡ったりしています。実際は櫛田川流域の山から出た量と認識しています。バイオマスについても、飯南森林組合では森林活プロジェクトを通じて行政から補助金をもらいながら、1t 当たり 6,000 円で買い上げておりますが、これは山の間伐材のみという制限がありますので、本来は庭木などを買い上げることができればよいのですが、再生可能エネルギーの関係上、買

い取りができないということになっていますので、買い取りができればごみの減量にもつながりますのでもったいないと思います。ただし、山から出る分については、毎年 1,500t ぐらい個人の方からの持ち込みがあり、それを燃料として活用しております。

委員：環境については、国や県が SDGs ということで、持続可能な社会の実現のための方針のもとに施策が実行されています。松阪市についても SDGs の活動の中の 1 つとして、中身を変えていくことが必要だと思います。環境政策についても迅速に SDGs を踏まえて動いていく必要があると思いますので、検討をお願いします。

事務局：SDGs については、今年度に策定している総合計画の中で、触れていく方針となっています。総合計画は環境基本計画の上位計画ですので、動向を踏まえながら中間見直し時に取り入れるかどうかの検討を行っていきたいと思います。

会長：これ以上意見がなければ終了とするがよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは事項書 3 についてはこれで終了とします。続いて、事項書 4 のその他についてお願いします。

事務局：今回出た意見を事務局でまとめ、会長と副会長にご相談させていただき、意見書を作成させていただきます。

会長：それでは、これにて審議会を終了とします。

事務局：最後に環境課長からご挨拶申し上げます。

※環境課長あいさつ

会長：みなさん、ありがとうございました。